

4月1日から長期使用製品安全点検がスタートしました。

長期使用製品安全点検制度とは

消費生活用製品安全法の改正により設けられたもので、経年劣化により特に重大な危害を及ぼす恐れが多い品目を「特定保守製品」と定義して点検を行う制度です。

「特定保守製品」のメーカー、販売者、所有者等がそれぞれ適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止することを目的としています。

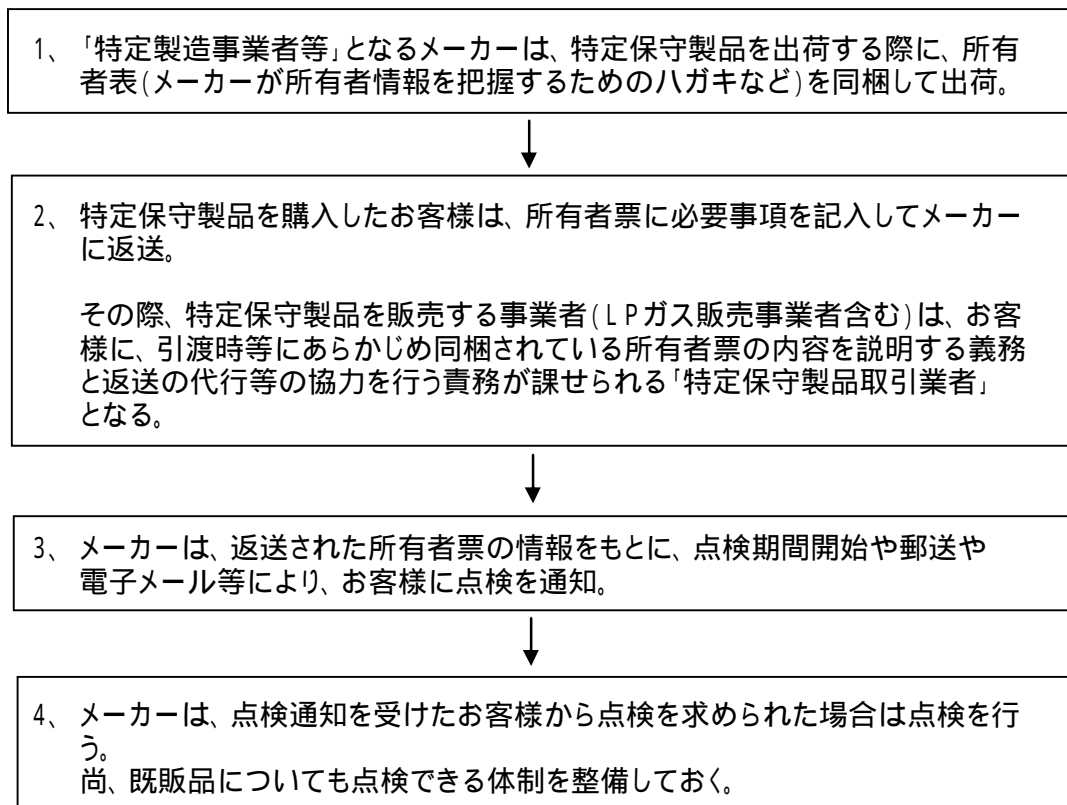
点検制度の対象機器(特定保守製品)

ガス製品:屋内式ガス瞬間湯沸器・屋内式ガスバーナー付風呂釜

電気製品:ビルトイン式電気食器洗機、浴室内電気乾燥機

石油製品:石油給湯機、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機

点検制度の大まかな流れ(一般的な例)



特定保守製品の販売を行っているか否かにかかわらず、不動産業者、修理・設置業者、電気・石油・都市ガス・LPガス業者は、お客様に制度の内容を周知する責務を課せられる「関連事業者」となります。